

様式第五号（第九条、第九十一条の七、第九十一条の八十五関係）（平26農水令58
・全改、平30農水令14・令元農水令10・令2農水令83・一部改正）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業許可証再交付申請書			
年 月 日			
<table border="1"><tr><td>な い こ と し</td><td>消 入 印 紙</td></tr></table>	な い こ と し	消 入 印 紙	農林水産大臣 殿
な い こ と し	消 入 印 紙		
住所			
氏名 <small>（法人にあっては、名 称及び代表者の氏名）</small>			
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行 令第6条の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業許可証の再交 付を受けたいので、下記により申請します。			
記			
1 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地			
2 許可年月日及び許可番号			
3 許可の種類			
4 申請理由			
5 参考事項			

（日本産業規格 A 4）

備 考

- 1 記の3には、該当する法第12条第1項に規定する許可の種類を記載すること。
- 2 許可証を破り、又は汚したため再交付を申請する場合にあっては、当該許可証を添付すること。
- 3 申請書は、正副2通を提出すること。

(二) 医療機器又は体外診断用医薬品の場合

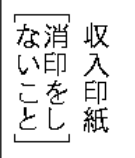
動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業許可証再交付申請書			
年 月 日			
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">な い こ と し</td><td style="text-align: center;">収 入 印 紙</td></tr></table>	な い こ と し	収 入 印 紙	農林水産大臣 殿
な い こ と し	収 入 印 紙		
住所			
氏名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)			
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の3の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業許可証の再交付を受けたいので、下記により申請します。</p>			
記			
1 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地			
2 許可年月日及び許可番号			
3 許可の種類			
4 申請理由			
5 参考事項			

(日本産業規格 A 4)

備 考

- 1 記の3には、該当する法第23条の2第1項に規定する許可の種類を記載すること。
- 2 許可証を破り、又は汚したため再交付を申請する場合にあっては、当該許可証を添付すること。
- 3 申請書は、正副2通を提出すること。

(三) 再生医療等製品の場合

動物用再生医療等製品製造販売業許可証再交付申請書	
年 月 日	
	農林水産大臣 殿
住所	
氏名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第43条の5の規定により動物用再生医療等製品製造販売業許可証の再交付を受けたいので、下記により申請します。</p>	
記	
1 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地	
2 許可年月日及び許可番号	
3 申請理由	
4 参考事項	

(日本産業規格 A 4)

備 考

- 1 許可証を破り、又は汚したため再交付を申請する場合にあっては、当該許可証を添付すること。
- 2 申請書は、正副2通を提出すること。